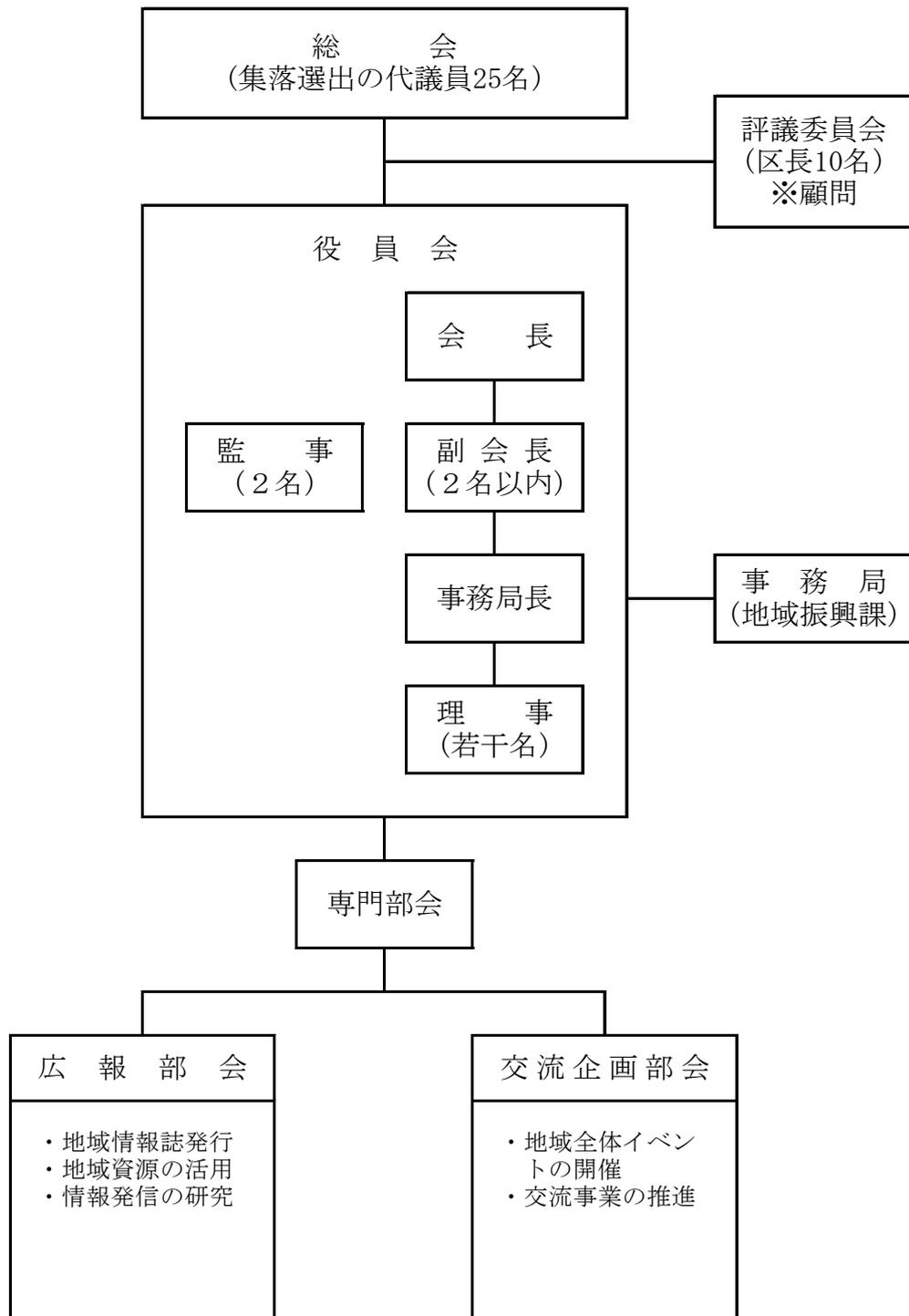


三面地域まちづくり協議会組織図

令和3年4月1日現在



- ・ 専門部会は、必要に応じ設置する。(規約第16条第1項)
- ・ 部会長、副部会長は、役員会において理事の中から選出する。(規約第16条第4項)
- ・ 部会員は事業実施にあたり構成員及び各集落内の組織等の協力を得て部会員を選出する。
- ・ 特別部会は、役員会の承認を経て設置する。(規約第17条第2項)